

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【会社名】	株式会社アイネス
【英訳名】	INES Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 義裕
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045(912)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	総務本部法務部長 日下 孝一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045(912)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	総務本部法務部長 日下 孝一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成24年7月2日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年7月10日
【発行登録書の有効期限】	平成26年7月9日
【発行登録番号】	24-関東114
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 180,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額の合計額を合 算した金額。
【発行可能額】	0円(注)1 180,000,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額の合計額を合 算した金額。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、平成25年6月25日(提出日)である。
【提出理由】	有価証券報告書(第51期 自 平成24年4月1日 至 平成25年 3月31日)を平成25年6月25日に関東財務局長に提出した。 これにより、当該書類を平成24年7月2日に提出した発行登 録書の参照書類とする。また、「第一部 証券情報」の記載事 項に訂正を要する箇所がある。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

- (1) 有価証券報告書（第51期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の提出による参考書類の変更は、表紙の提出理由に記載のとおりです。
- (2) 当社は、平成24年6月22日開催の当社第50回定時株主総会において更新された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づき設置している独立委員会の委員のうち、社外監査役1名が平成25年6月25日開催の当社第51回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって任期満了により退任されたことに伴い、同日付で独立委員会の委員としての任期も終了したため、平成25年6月25日開催の取締役会において、本株主総会で新たに選任された社外監査役を独立委員会の委員に選任しました。これに伴い、「第一部 証券情報」の「第3 その他の記載事項」を以下のとおり訂正します。
訂正箇所は_罫で示しています。

第一部【証券情報】

第3【その他の記載事項】

（訂正前）

3．本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

（中略）

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。本プランの更新に際して、独立委員会の委員には、当社社外監査役から不破 邦俊および角田 大憲の両氏が、また、社外の有識者として布井 千博氏が、それぞれ就任しました。

（中略）

5．本プランの高度な合理性

- (1) 本プランが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること
（中略）

- (2) 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

（中略）

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引続き独立委員会により行われることといたしました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます（上記3（1）「本プランの概要」にて記載したとおり、本プランの更新時における独立委員会の委員は、不破 邦俊氏、角田 大憲氏および布井 千博氏の3名です。）。

（訂正後）

3．本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

（中略）

(b) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。なお、独立委員会の委員には、当社社外監査役から不破 邦俊および仁科 秀隆の両氏が、また、社外の有識者として布井 千博氏が、

就任しております。

(中略)

5. 本プランの高度な合理性

(1) 本プランが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

(中略)

(2) 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

(中略)

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引続き独立委員会により行われることといたしました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます(上記3(1)「本プランの概要」にて記載したとおり、独立委員会の委員は、不破 邦俊氏、仁科 秀隆氏および布井 千博氏の3名です。)。